



令和8年1月15日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪府公衆浴場業生活衛生同業組

理事長 宮前 博

大阪市高齢者入浴利用料割引事業の事業実績報告に関する要望書

日頃は、本組合事業運営にご協力賜り誠に有難うございます。

標記事業については、令和7年1月からの割引チケット化により利用高齢者も増加し、高齢者の福祉・生活支援の向上を目的とした助成制度に深く感謝申し上げます。

しかし、公衆浴場事業者における年2回の事業実績報告により、参考資料の金額確定通知書や振込金額の不具合、事務処理の煩雑化が生じております。

この件に関しては、事業実績報告や確定振込を年1回に改定して頂ければ解消され、また、年1回の確定振込にする事により、大阪市様における決済、振込業務も軽減に繋がるのではと思われます。

つきましては、公衆浴場事業者における高齢者入浴利用料割引事業の継続的な維持のため、以下の改定を要望いたします。

なお、この要望内容については本組合における理事会及び支部長会において、衆口一致の要望であった旨を申し添えます。

要望内容

- (1) 大阪市高齢者入浴利用料割引事業の半期毎の事業実績報告を、通年の年間事業実績報告に改定。
- (2) これに伴う、年2回の補助金確定払いを年1回に改定。

大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金交付要綱

2025 年 11 月 28 日

ページ番号: 201547

抜粋

(補助金の交付の時期)

第 9 条 補助金の交付は、第 14 条に規定されている実績報告書の審査後、補助事業者の請求書(本市指定の書式)により、年 2 回の確定払いで交付する。

2 市長は、前項の規定による交付の請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に補助金を交付しなければならない。

(事業実績報告)

第 14 条 補助事業者は、半期ごとの補助事業が完了したとき(補助事業等が継続して行われている場合は各年度の末日)又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金実績報告書」(別紙様式 10 号)に市交付規則第 14 条に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 各月の大阪市高齢者入浴利用料割引事業事務等取扱要領に規定する入浴利用料割引券の利用者数(以下「利用者数」という。)
- (2) 支出証拠書類(領収書及び利用者名簿等の利用者数の確認が取れる書類)

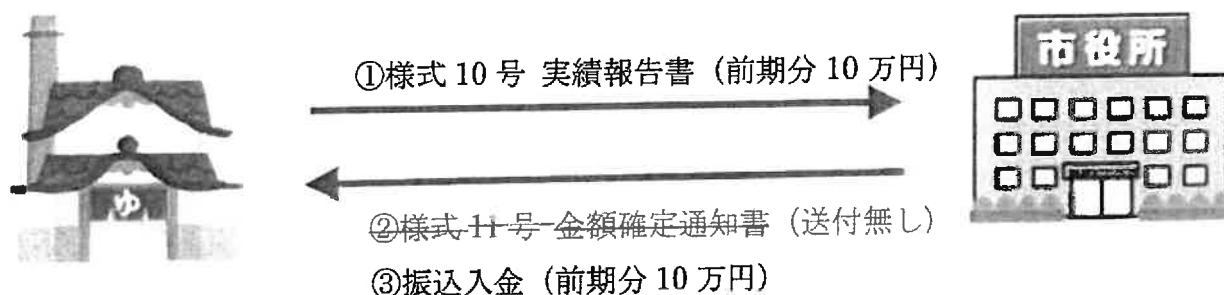
(補助金の額の確定等)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書(通年分)の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「大阪市高齢者入浴利用料割引事業補助金額確定通知書」(別紙様式 11 号)により補助事業者に通知するものとする。

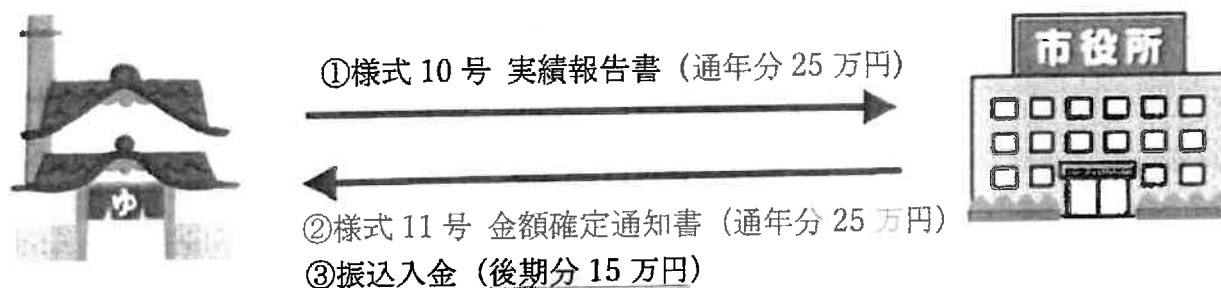
現 行

実 績 前期（4月～9月分）10万円、後期（10月～3月分）15万円」の場合

（1）前 期（4月～9月分）10万円



（2）後 期（10月～3月分）15万円



※ 様式 11 号 金額確定通知書金額 ≠ 後期振込金額
 （確定通知書の日付以降の振込金額が不一致で、不具合が生じる）

実績報告及び補助金確定払いを年 1 回にした場合

実 績 通年（4月～3月分）25万円の場合

（3）通 年（4月～3月分）25万円

